

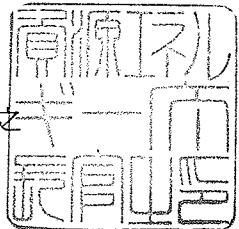
# 経済産業省

20150602公開資第1号  
平成27年6月26日

## 行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人情報公開市民センター  
理事長 新海 聰 殿

資源エネルギー庁長官 上田 隆之



平成27年6月2日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1. 不開示決定した行政文書の名称等

特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（平成27年5月22日閣議決定）の逐条解説（最新版）

#### 2. 不開示とした理由

上記1.に該当する行政文書は、作成も取得もしておらず、保有していない。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、資源エネルギー庁長官に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、異議申立てをすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所に対して行うことができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について異議申立て（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかるわらず、それに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（ただし、当該決定の日の翌日から起算して原則として1年以内）に行うこともできます。

#### 3. 担当課室等

担当課室：資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物等対策室  
電話番号：03-3501-1992

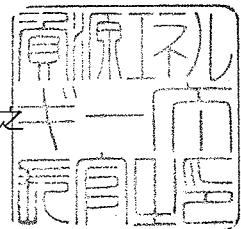
# 経済産業省

20150602公開資第2号  
平成27年6月26日

## 行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人情報公開市民センター  
理事長 新海 聰 殿

資源エネルギー庁長官 上田 隆之



平成27年6月2日付で、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1. 開示する行政文書の名称

- (1) 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（案）」に関する各省協議文書
- (2) 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（案）」に関する質問・意見に対する回答文書

#### 2. 不開示とした部分とその理由

上記1.(1)、(2)の行政文書中に記載された公務員のメールアドレスは、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、資源エネルギー庁長官に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、異議申立てをすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所に対して行うことができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について異議申立て（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわ

らず、それに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（ただし、当該決定の日の翌日から起算して原則として1年以内）に行うこともできます。

### 3. 開示の実施の方法等

#### （1）開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

#### （2）情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成27年7月3日（金）から8月4日（火）（土・日曜日及び祝日を除く。）  
9：30から17：00まで（12：00から13：00を除く。）

場所：経済産業省大臣官房情報公開推進室（情報公開窓口）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館1階  
(電話番号：03-3501-1035)

#### （3）写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

<準備日数>「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日後までに発送予定（ただし、当該期限が開示決定の日から2週間以内である場合には、開示決定の日から2週間後に発送予定。）。

<郵送料（見込額）>

※ 別紙「2. 郵送料（見込額）」を御覧ください（郵送する媒体により料金が異なります。）。

#### （4）行政文書開示請求書に記載された「希望する開示の実施の方法等」について

（該当する□にレ点が記載しております。）

希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

希望の方法及び日時によることは可能です。

<実施の方法>写しの交付 <実施の日時>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記（2）に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。

希望の方法及び日時によることはできません。

<実施できない理由>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

### 4. 担当課室等

担当課室：資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物等対策室

電話番号：03-3501-1992

（注）行政文書の開示の実施方法等申出書は、3.（2）の情報公開窓口宛てに提出してください。

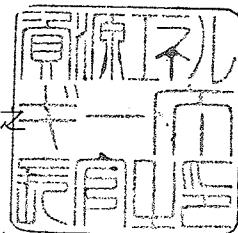
# 経済産業省

20150602公開資第3号  
平成27年6月26日

## 行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人情報公開市民センター  
理事長 新海 聰 殿

資源エネルギー庁長官 上田 隆之



平成27年6月2日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1. 不開示決定した行政文書の名称等

特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（平成27年5月22日閣議決定）に関する内閣法制局とのやり取りの内容がわかるもの

#### 2. 不開示とした理由

上記1.に該当する行政文書は、作成も取得もしておらず、保有していない。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、資源エネルギー庁長官に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、異議申立てをすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所に対して行うことができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）

なお、この決定について異議申立て（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかるわらず、それに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（ただし、当該決定の日の翌日から起算して原則として1年以内）に行うこともできます。

#### 3. 担当課室等

担当課室：資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物等対策室

電話番号：03-3501-1992